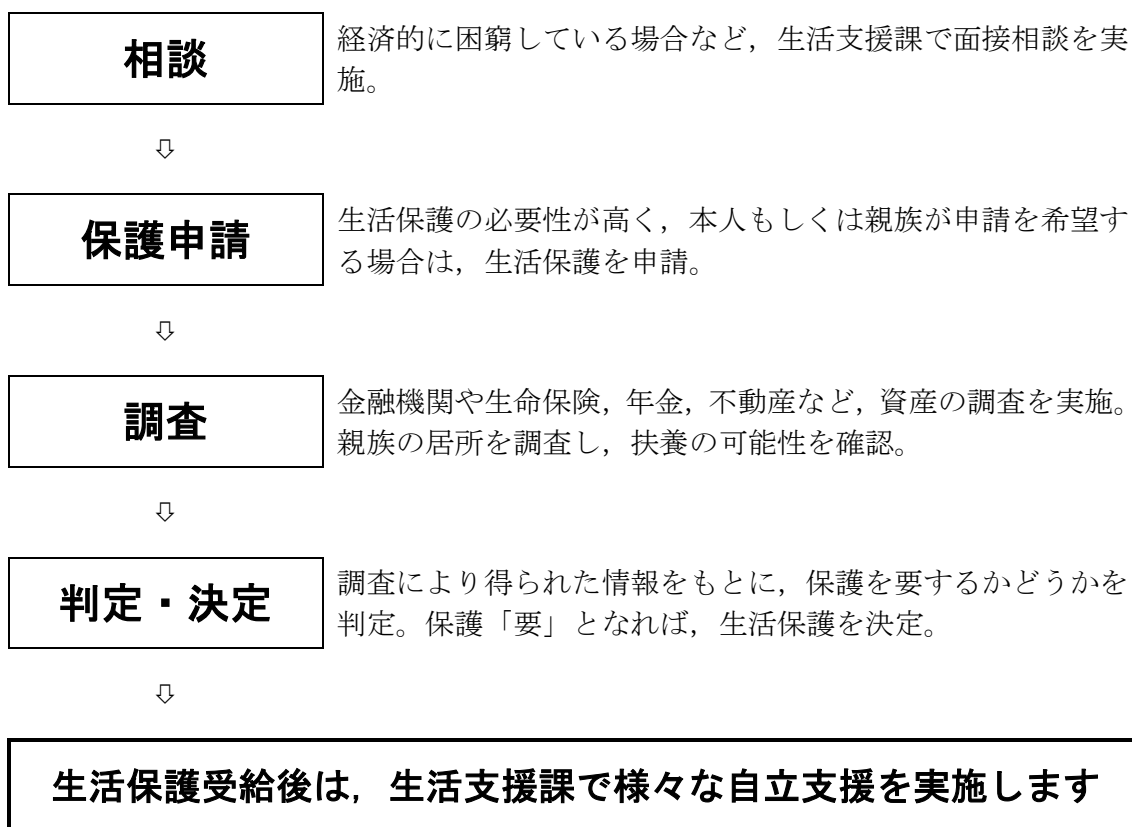


生活保護

生活保護は、憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、困窮の程度に応じた必要な保護を行い、最低限度の生活水準を保障するために設けられた制度です。すべての国民が、生活困窮に陥った場合に平等にこの権利を受けることができることは、生存権を保障する重要な柱となっています。

この制度は、直接的には生活に困っている国民に対するものですが、間接的には、国民全体の福祉に極めて大きな役割を果たしています。また、この制度のもう一つの重要な目的は、被保護者の自立助長を図ることにあります。

1. 生活保護の決定までの流れ



2. 生活保護の概況

(1) 被保護世帯・人員

令和4年度末における生活保護の受給者は、942世帯1,132人です（停止世帯を含む）。保護世帯数の動向をみると、平成26年度以降は減少傾向にありましたが、平成28年度から再び増加の傾向にあります。

令和5年度中の動きは、4月末では948世帯1,139人でしたが、令和6年3月末には968世帯1,165人と世帯数は20世帯増、人員は26人増となっています。

当市の令和5年度末の保護率は7.6%であり、全国平均16.3%（令和6年1月）、県平均10.4%（令和6年3月）を大きく下回っています。

被保護世帯・人員の推移（表 1.2-1）

年度	世帯数	人員数	保護率（‰）	1世帯あたり人員数
H26	727	938	6.0	1.29
H27	705	894	5.7	1.27
H28	722	901	5.8	1.25
H29	730	899	5.8	1.23
H30	803	994	6.4	1.24
R1	838	1,024	6.6	1.22
R2	897	1,110	7.2	1.24
R3	927	1,122	7.2	1.21
R4	942	1,132	7.3	1.20
R5	968	1,165	7.6	1.20

令和5年度の月別推移（表 1.2-2）

（各月末）

月	被保護人員		保護率（‰）	1世帯あたり人員数
	世帯数	人員数		
R5.4	948	1,139	7.4	1.20
5	952	1,144	7.4	1.20
6	956	1,151	7.5	1.20
7	964	1,149	7.4	1.20
8	957	1,155	7.5	1.21
9	959	1,161	7.5	1.21
10	965	1,170	7.6	1.21
11	969	1,176	7.6	1.21
12	979	1,190	7.7	1.22
R6.1	975	1,179	7.7	1.21
2	975	1,177	7.6	1.21
3	968	1,165	7.6	1.20

(2) 扶助の種類別人員

生活扶助及び住宅扶助でみると、平成26年度以降は減少傾向にありましたが、平成28年度から増加傾向となっています。

各扶助対象比をみると、令和5年度は医療扶助が最も大きい割合を占めており、次いで生活扶助、住宅扶助と続いています。

被保護人員・扶助別構成比の推移 (表 1.2-3)

年度	被保人員	生活扶助人員	住宅扶助人員	教育扶助人員	介護扶助人員	医療扶助人員	対象比 = (各扶助人員 / A) %				
							生活	住宅	教育	介護	医療
H26	938	763	691	47	153	724	81.3	73.7	5.0	16.3	77.2
H27	894	746	670	35	159	690	83.4	74.9	3.9	17.8	77.2
H28	901	786	692	36	181	714	87.2	76.8	4.0	20.1	79.2
H29	899	766	682	30	207	700	85.2	75.9	3.3	23.0	77.9
H30	994	853	744	37	221	796	85.8	74.8	3.7	22.2	80.1
R1	1,024	877	782	36	242	801	85.6	76.4	3.5	23.6	78.2
R2	1,110	944	849	33	255	898	85.0	76.5	3.0	23.0	81.0
R3	1,122	957	855	31	270	966	85.3	76.2	2.8	24.1	86.1
R4	1,127	977	891	34	265	992	86.7	79.1	3.0	23.6	88.0
R5	1,151	1,005	934	36	281	1,014	87.3	81.1	3.1	24.4	88.1

(3) 世帯類型別世帯数

令和5年度の被保護世帯954世帯(停止世帯除く)のうち、高齢者世帯は537世帯となっており全体の56.3%を占めています。

被保護世帯の世帯類型別世帯数の推移 (表 1.2-4)

(年平均値)

区分 年度	単身者世帯			二人以上の世帯				被保護世帯数 (停止除く)
	高齢者世帯	傷病障害者世帯	その他の世帯	高齢者世帯	母子世帯	傷病障害者世帯	その他の世帯	
H26	321	206	43	30	30	54	24	708
H27	332	194	32	35	23	51	17	684
H28	341	191	36	38	17	47	22	692
H29	365	185	39	43	13	44	24	713
H30	391	192	48	46	15	37	30	758
R1	424	197	57	45	17	33	38	809
R2	450	189	72	43	18	35	44	851
R3	475	203	81	45	16	35	47	902
R4	484	233	78	41	17	35	43	931
R5	499	236	81	38	19	31	50	954

※保護の停止世帯を除く

(4) 保護の申請状況

令和5年度における保護の申請は214件、開始は171世帯216人、廃止は158世帯187人で、開始世帯が廃止世帯を13世帯上回っています。

保護申請及び廃止等の状況(表1.2-5)

(各年度累計)

年 度	申請件数 (A)	決 定						対開始比率 B/A
		取下	却下	開始		廃止		
				世帯 (B)	人員	世帯	人員	
H26	82	2	6	77	112	82	126	93.9
H27	78	3	6	67	93	90	128	85.9
H28	115	4	9	99	136	77	103	86.1
H29	114	5	11	101	129	96	116	89.4
H30	217	7	35	167	214	100	121	76.9
R1	210	8	36	168	226	130	170	80.0
R2	201	10	33	155	214	95	119	77.1
R3	203	9	39	154	195	127	162	75.8
R4	221	12	33	176	212	156	174	79.6
R5	214	7	40	171	216	158	187	80.3

※申請と決定が同一年度とは限らない(年度を跨いで決定となる場合がある)

(5) 保護の開始事由

令和5年度の保護開始の主な理由としては、「手持金等の減少」が92世帯、次いで「世帯主の傷病」が23世帯となっています。「その他」の26世帯のうち主な理由は、「施設入所」によるものが4世帯、「葬祭扶助」によるものが11世帯となっています。

保護開始事由の状況(表1.2-6)

(各年度累計)

年 度	保 護 開 始										
	世帯 数	人 員	世帯 主の 傷病	世帯 員の 傷病	働いていた者の				手持金 等の 減少	仕送り 等の 喪失	その他
					死 亡	離別 不在	収入 減	失職			
H26	77	112	27	0	0	3	3	4	29	4	7
H27	67	93	27	0	1	2	3	5	15	3	11
H28	99	136	40	0	0	4	8	4	22	8	13
H29	101	129	26	1	0	3	5	9	24	9	20
H30	167	214	41	1	1	7	5	15	53	11	33
R1	168	226	32	2	0	6	7	19	74	14	14
R2	155	214	24	2	1	2	2	28	53	17	26
R3	154	194	22	0	0	1	1	10	81	8	31
R4	176	212	26	0	0	1	8	7	92	11	31
R5	171	216	23	0	0	3	6	12	92	9	26

(6) 保護の廃止事由

令和5年度の保護廃止の主な理由としては、「死亡」によるものが66世帯、「新規就労」によるものが14世帯となっています。「その他」の61世帯のうち主な理由は、「保護の辞退」によるものが13世帯、「転出」によるものが12世帯となっています。

保護廃止事由の状況 (表 1.2-7)

(各年度累計)

年 度	保 護 廃 止											
	世 帯 数	人 員	世帯主の 病状治癒	世帯員の 病状治癒	死 亡	稼働収入増		年金等 の増加	仕送り 贈与の 増加	引取り 扶養	施 設 入 所	そ の 他
						職の 収入増	継続中 (又は転 入)					
H26	82	126	1	0	28	3	19	5	1	4	0	21
H27	90	128	0	0	32	9	20	3	0	3	3	23
H28	77	103	0	0	33	8	7	5	0	1	2	21
H29	96	116	0	0	45	9	3	2	0	3	0	30
H30	100	121	0	0	47	0	14	3	1	0	2	27
R1	130	170	0	0	51	3	7	3	0	5	2	59
R2	95	119	0	0	44	7	8	3	0	1	4	28
R3	127	162	0	0	50	2	23	6	0	3	8	35
R4	156	174	0	0	65	8	19	5	0	7	6	46
R5	158	187	0	0	66	7	14	4	0	1	5	61

(7) 生活保護費扶助別支出状況 (表1.2-8)

(単位 千円)

区分 年度	生活扶助費		住宅扶助費		教育扶助費		介護扶助費		医療扶助費		その他の扶助費		保護施設事務費		扶助費 総額
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率	
H26	482,825	31.8	181,666	12.0	5,690	0.4	62,871	4.1	753,082	49.6	4,068	0.3	27,696	1.8	1,517,898
H27	466,231	31.3	176,975	12.0	4,124	0.3	56,978	3.8	748,617	50.3	4,275	0.3	30,063	2.0	1,487,263
H28	477,338	31.8	179,395	12.0	4,245	0.3	57,180	3.8	749,022	50.0	2,499	0.2	28,850	1.9	1,498,529
H29	486,119	31.1	184,075	11.8	4,017	0.3	68,331	4.4	794,904	50.8	3,312	0.2	24,200	1.5	1,564,958
H30	502,821	29.8	193,317	11.5	3,681	0.2	101,265	6.0	855,058	50.6	3,632	0.2	28,468	1.7	1,688,242
R1	527,657	29.7	211,020	11.9	3,284	0.2	92,518	5.2	910,046	51.2	6,613	0.4	27,057	1.5	1,778,195
R2	554,340	30.9	226,083	12.6	3,046	0.2	93,136	5.2	883,462	49.2	4,811	0.3	30,480	1.7	1,795,358
R3	583,039	30.6	239,709	12.6	3,151	0.2	103,554	5.4	937,882	49.3	6,045	0.3	29,799	1.6	1,903,179
R4	597,872	30.7	251,809	12.9	3,099	0.2	101,458	5.2	953,223	48.9	5,127	0.3	36,639	1.9	1,949,227
R5	611,065	31.0	261,058	13.3	4,065	0.2	83,953	4.3	964,842	49.0	6,574	0.3	37,729	1.9	1,969,286

3. 就労支援の概況

(1) 就労支援員による支援

平成23年度より福祉事務所に配置した就労支援員を積極的に活用し、被保護者や生活困窮者に対して、就労意欲の喚起や求人情報の提供、職業相談、面接対策等、きめ細かな支援を行っています。就労した後も面談を通して定着に向けた支援を行い、自立を促します。

就労支援員による支援件数及び就労達成件数（表 1.3-1）

年 度	支援件数	就労達成件数	達成率
H26	127	90	70.9%
H27	124	90	72.6%
H28	93	68	73.1%
H29	89	63	70.8%
H30	84	46	54.7%
R1	98	55	56.1%
R2	109	65	59.6%
R3	74	54	73.0%
R4	60	45	75.0%
R5	55	32	58.2%

(2) 生活保護受給者等就労自立促進事業

被保護者や生活困窮者の中で、稼働能力及び就労意欲がある方に対して、水戸公共職業安定所（ハローワーク水戸）と連携しながら就労支援等を行う「生活保護受給者等就労自立促進事業」を活用し、早期就労及び経済的自立に向けた取り組みを行っています。

生活保護受給者等就労自立促進事業への支援依頼件数及び就労達成件数（表 1.3-2）

年 度	依頼件数	就労達成件数	達成率
H26	32	24	75.0%
H27	23	16	69.6%
H28	16	13	81.3%
H29	15	10	66.7%
H30	31	22	71.0%
R1	27	20	74.1%
R2	24	19	79.2%
R3	30	20	66.7%
R4	13	10	76.9%
R5	18	12	66.7%

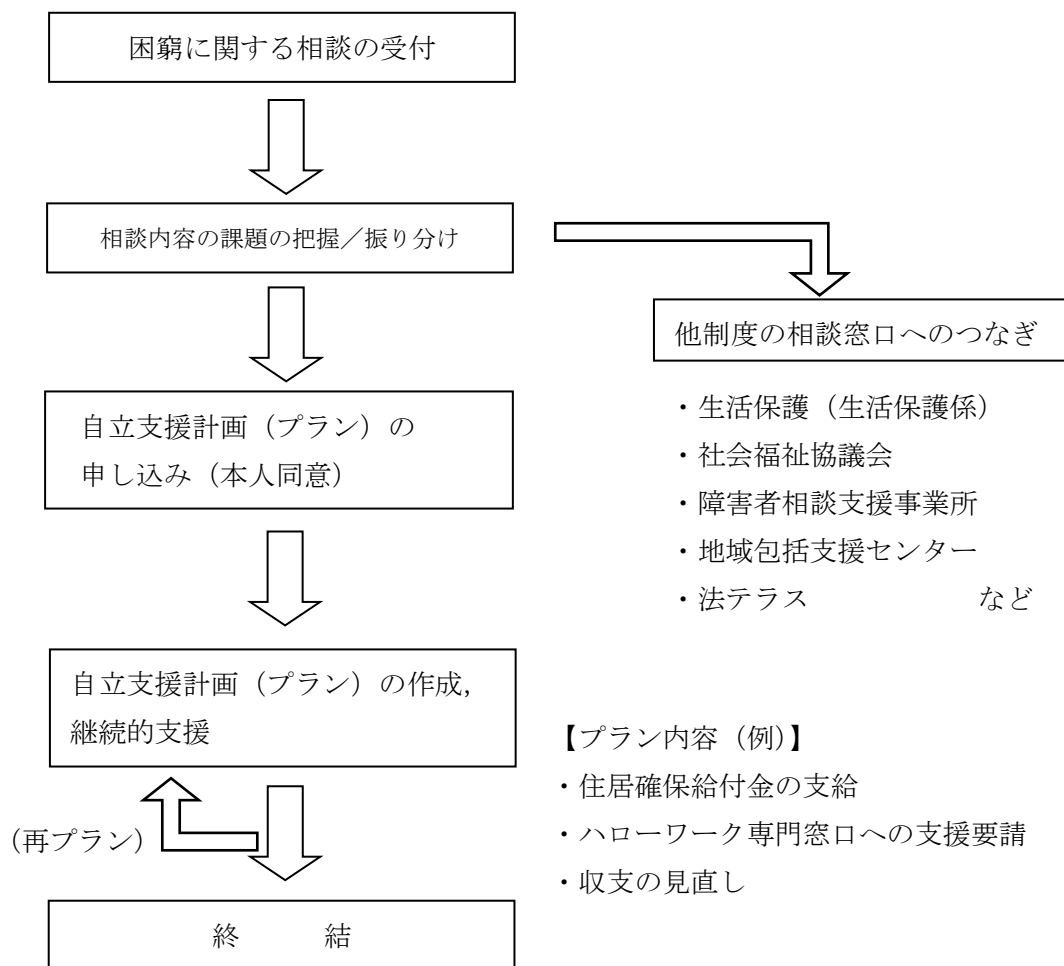
生活困窮者自立相談支援制度

生活保護に至る前の生活困窮者への支援を抜本的に強化するため、平成27年4月に施行された生活困窮者自立支援法に基づき、自立相談支援事業の実施及び住居確保給付金の支給を行っています。

1. 自立相談支援事業

生活困窮者からの相談内容に応じ、相談支援員が各種情報提供や助言のほか、他制度の相談窓口へのつなぎを行っています。

継続支援が望ましいと判断された場合には、相談支援員が個人の状態にあった自立支援計画（プラン）を作成し、必要なサービスの提供に繋げるなど自立に向けた支援を行っています。



2. 住居確保給付金

(1) 概要

離職等により経済的に困窮し、住居を喪失した方または住居を喪失するおそれのある方に対し、支給限度額を上限とする住居確保給付金を支給し、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

(2) 対象者

- ・ 離職等の方：申請日から2年以内に離職または自営業の廃業をされた方で、世帯の主たる生計維持者であった方
- ・ 休業等の方：やむを得ない休業等（個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が、本人の都合によらないで減少し、就労の状況が離職・廃業の場合と同等程度）の状況にある方で、主たる生計維持者であった方

(3) 支給額

次の計算式で算出。支給上限あり。※印については下記参照。

◆計算式（100円未満切上げ）

$$\text{基準額（※1）} + \text{家賃額（※3）} - \text{世帯収入額（※4）} = \text{支給額}$$

◆支給額算出例

- 支給額が支給限度額（※2）未満 … 計算で出た額を支給（家賃額が上限）
- 支給額が支給限度額以上 … 支給限度額を支給
- 支給額が0円以下 … 不支給

◇用語について

基準額（※1）及び支給限度額（※2）

世帯人数	基準額（※1）	支給限度額（※2）
1人	78,000円	34,000円
2人	115,000円	41,000円
3人	140,000円	44,000円
4人	175,000円	44,000円
5人	209,000円	44,000円
6人	242,000円	48,000円
7人以上	275,000円	53,000円

家賃額（※3）

申請者が賃借する賃貸借契約書に記載された実際の家賃の額。共益費や駐車場代、保証料等は含まない。

世帯収入額（※4）

申請日の属する月における申請者及び同一世帯員の収入の合計額。

- ・ 収入には、公的給付等を含む
- ・ 給与収入の場合は、総支給額（各種控除前の金額）で判定

(4) 支給期間及び支給方法

- ・ 支給期間：原則3ヶ月支給（最大9ヶ月まで延長可能）
- ・ 支給方法：直接、大家等に支給

(5) 支給の要件（次のア～カ全てに該当する方）

- ア. (2)の対象者で経済的に困窮し、住居喪失または住居喪失のおそれのある方
- イ. 世帯収入額が収入基準額以下であること
- ウ. 申請者及び同一世帯員の所有する預貯金及び現金の合計額が、申請日の属する月において次の金額以下である方

世帯人数	金融資産
1人	468,000円
2人	690,000円
3人	840,000円
4人以上	1,000,000円

- エ. ハローワークに求職申し込みを行い、誠実かつ熱心に安定的な雇用先への就職を目指した求職活動を行うこと
経営再建を行う方は、よろず支援拠点、商工会議所、公的な経営相談機関で経営相談を受けること
- オ. 国の雇用施策による給付（職業訓練受講給付金）または自治体等が実施する類似の給付等を、申請者及び同一世帯員が受けていないこと
- カ. 申請者及び同一世帯員のいずれもが暴力団員でないこと

(6) 支給中の義務（以下の全てを遵守すること）

- ・離職等の方
 - ① 毎月4回以上、自立相談支援機関で面接等の支援を受けること
 - ② 毎月2回以上、ハローワークの職業相談等を受けること
 - ③ 週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受けること
 - ・経営再建を行う方
 - ① 毎月4回以上、自立相談支援機関で面接等の支援を受けること
 - ② 毎月1回以上、経営相談先で面談等の支援を受けること
 - ③ 経営相談先の助言等のもと、自立に向けた活動計画を作成し、月1回以上、当該計画に基づく取り組みを行うこと
- ※経営再建を行う方でも、必要に応じて求職活動を行うことが必要となる場合があります。

3. 相談、支給世帯数等（表 1.3-3）

年度	新規相談受付件数	自立支援計画（プラン）作成件数	住居確保給付金	
			支給世帯数	支給金額
R1	332件	31件	9世帯	884,000円
R2	704件	47件	63世帯	9,236,700円
R3	616件	42件	36世帯	3,514,400円
R4	547件	53件	22世帯	3,377,000円
R5	571件	36件	8世帯	1,203,700円